

# WA-002: 食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更

## 【削減方法】

- 食品廃棄物等を埋立処分から堆肥化へ処分方法を変更し、CH<sub>4</sub>排出量を抑制する。

## 【適用条件】

- ① 廃棄物の処分方法を、埋立処分から堆肥化へと変更すること。
- ② 対象とする廃棄物は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定される一般廃棄物、産業廃棄物に該当する種別であること。
- ③ プロジェクト実施前後で、対象とする廃棄物の種別を変更しないこと。
- ④ 対象とする廃棄物は、6か月以上屋外等密閉されていない場所で保管又は貯留されていないこと。
- ⑤ 認証対象期間における排出削減見込み量の累計が正であること。
- ⑥ プロジェクト実施者として、肥料取締法に基づき特殊肥料又は普通肥料の生産及び販売について農林水産大臣又は都道府県知事の登録等を受ける、又は届出を行っている事業者が含まれること。

## 【ベースライン 排出量の考え方】

- プロジェクト実施後の廃棄物を、プロジェクトによって変更された後の堆肥化処分ではなく、ベースラインの埋立処分の場合に想定される温室効果ガス排出量

## 【主なモニタリング項目】

- プロジェクト実施後の廃棄物・副資材の投入重量
- プロジェクト実施後の廃棄物・副資材の収集運搬における燃料使用量
- プロジェクト実施後の堆肥化設備における燃料・電力使用量
- プロジェクト実施後の堆肥化の残渣の重量

## 【方法論のイメージ】

### ベースライン



食品廃棄物等



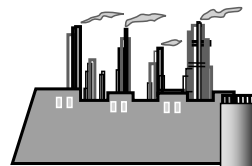
埋立処分

CH<sub>4</sub>



### プロジェクト実施後

食品廃棄物等を堆肥化することで発生するCH<sub>4</sub>が削減される。



堆肥処分施設



堆肥化

CH<sub>4</sub>排出削減

